





## 京都の持つ「力」を生かし、 「オール京都」で明日を切り拓こう

京都府知事 山田 啓二

府民の皆様、あけましておめでとうございます。

昨年は、ロンドンオリンピックでの京都府ゆかりの選手の活躍や、京都大学 山中伸弥教授のノーベル賞受賞など、府民にとって大変誇らしい出来事のあった年でありました。その一方で、痛ましい交通事故の発生や南部地域での豪雨被害、停滞する経済と厳しい雇用環境、生活保護受給世帯の増加、原子力発電所の安全性をめぐる問題や節電対策など、多くの課題が生じた年でもありました。

昨年の衆議院議員選挙では、エネルギー問題、消費税増税問題、TPP交渉参加問題などを巡って国論が二つに割れ、また領土問題など「対立」が目立った年でもありました。だからこそ、今年は「和をもって貴しとなす」、この言葉を実践する年にしたいと思います。困難な課題が多く、難しい判断が求められますが、巳年となる今年は、蛇行することはあっても、着実に前に進んで行きたいものです。そのために、私どもはこれまで以上に「熟議」し、その上で「判断」し、みんなが心を合わせ、困難に向かって「行動」していかなければなりません。

幸い、京都には、さまざまな機関や団体、そして府民の皆様が連携し、協力して大きな力を発揮するという「オール京都」の風土があります。この「オール京都」による取り組みは、昨年も「古典の日」の法律制定や、「和食」の世界無形文化遺産登録に向けた活動、「京都産業育成コンソーシアム」による中小企業支援、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするための「京都式地域包括ケア」など、すでに多くの分野に及んでいます。

また、地域に暮らす皆様が協働して地域づくりに取り組む「地域力再生プロジェクト」は、この六年間で三千件を上回り、身近な道路などの改善を府民の皆様の提案により行う「府民公募型安心・安全整備事業」は、この四年間で四千五百件にも上るなど、府民の皆様の協力によって地域を豊かにする取り組みが進められました。

府民の皆様お一人お一人が、夢と希望を抱き、生きがいを持って暮らせるような京都をつくっていくためには、こうした取り組みを、府政運営の三つの基本方向である「府民安心の再構築」、「共生社会の実現」、「京都力の発揮」にそって活かしていくことが必要です。

京都には、伝統・文化の力やブランド力、人材やものづくり産業、学術研究の蓄積などの未来を創造する力といった比類なき「力」があります。本年三月には、京都縦貫自動車道の沓掛・大山崎間が開通し、二六年度には全線開通を迎えるとともに、北近畿タンゴ鉄道の再生やJR奈良線の環境整備を進めることで、府民の皆様の力をさらに結集できる条件が整ってきます。

日本全体が大きな構造変化に直面し、未来への道筋を見いだせない今、京都の持つ「力」を存分に発揮するためにも、今年の合い言葉は「オール京都」でいきませんか。

この一年の、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。



## 好機の兆しをつかみ、 果敢に挑戦し、跳躍する一年に

京都市長 門川 大作

新年おめでとうございます。

皆様にとって、この一年が喜びの多い年になりますことをお祈り申し上げます。

市長に就任して5度目のお正月を迎えました。

この間、厳しい社会経済状況の中、職員一丸となって行財政改革を進めてきました。市長就任時には1万6千人余りであった市職員数を1万3千7百人にまで削減するなど、あらゆる努力を重ね、ようやく最大373億円あった赤字を解消できました。地下鉄・市バスの経営健全化も着実に前進しています。しかし、まだまだ課題山積です。行財政改革の徹底、中小企業の活性化、雇用の創出、環境、子育て支援、教育、福祉、安心安全なまちづくりなど、あらゆる分野で京都の力を結集し、市民の皆様と共に今年も全力投球していく！と、新年に当たり、決意を新たにしています。

私が一貫して大切にしている行動指針、それは、「迷ったときはより困難な方の道を選ぶ」ことです。人にも、まちにも何度かチャンスがあります。それに挑戦するかしないかで、未来が決まります。ちょうど「挑む」という字が、「手」偏に「兆し」と書くように、厳しさの中で良い予兆、兆しが見えても、見ているだけでは、「眺める」だけで終わります。手でその兆しをつかみにいってこそ、「挑む」という字になります。そして、兆しをつかんで、足で走り回ってこそ、未来に向かって大きく「跳ねる」ことができます。

昨年、本市では、市民の皆様と夢や理想を共有した本市の基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の実施計画を策定し、すでにこれまで、特に重要な事業（リーディング・プロジェクト）の9割以上に着手してきました。本年はそれらの取組をより一層加速させていく重要な年です。勇気を持って果敢に挑戦し、京都が未来に大きく跳躍する礎を築くため、引き続き皆様と共に全力を尽くしてまいります。

本年もよろしく願いいたします。

## 上半期医療費の集計がまとまりました

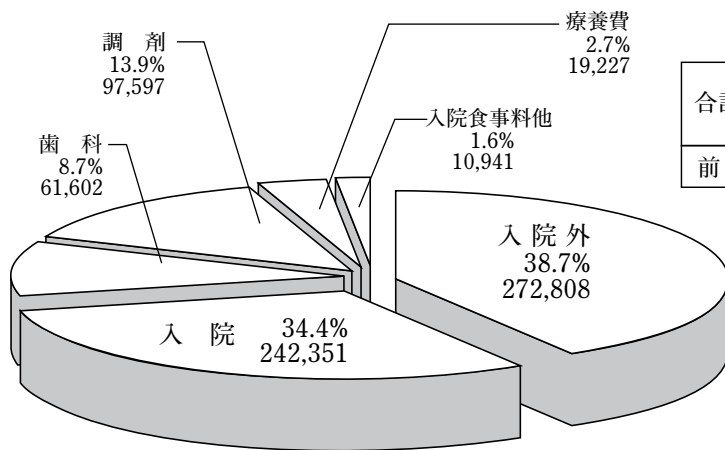
平成24年度上半期の医療費は、前年より36,766千円の増(+5.5%)になり、被保険者一人当たりも増加しています。

特定健康診査(40歳～74歳の被保険者対象)や人間ドック(35歳以上の被保険者対象)の助成をしておりますので、積極的に受診し、生活習慣を見直すよう心がけてください。

今後とも医療費の節減にご協力をお願いします。

### 平成24年度上半期医療費の構成割合

単位：千円

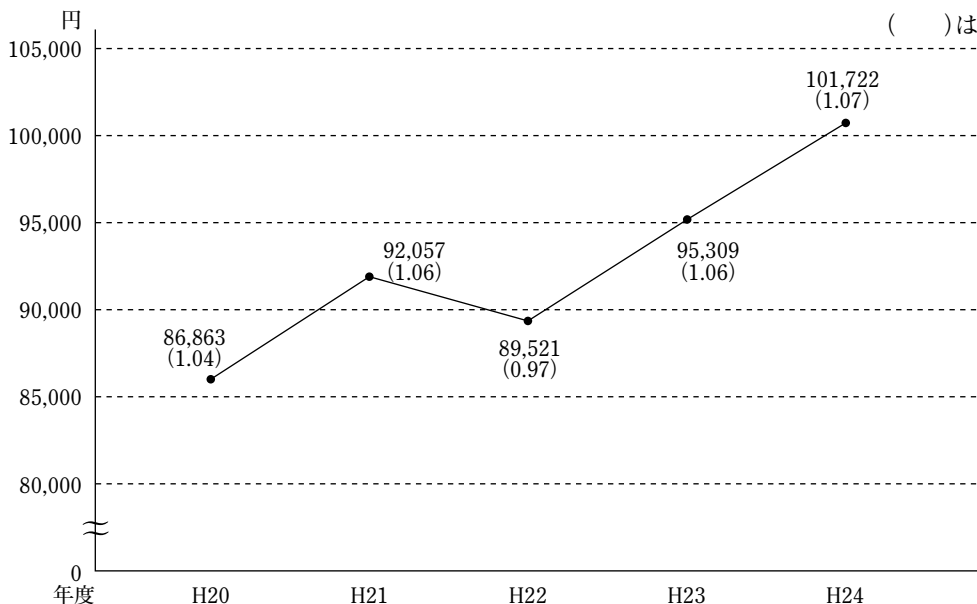


合計	23年度	667,760千円
	24年度	704,526千円
前年度比較		5.5%増

### 1人当上半期医療費の動向

単位：円

( )は前年度比



## 整骨院・接骨院（柔道整復師）の施術を受けられる方へ

### 保険が使えるのはどんなとき？

- ◆打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等）
- ◆脱臼、骨折は医師の同意が必要です。（応急処置を除く）



### 治療を受けるときの注意

- ◆施術は病気やけがの回復を図る一助であり、日常生活からくる体調不良（疲労・肩こり・腰痛）やスポーツによる肉体疲労（筋肉疲労・筋肉痛）、加齢による体の痛み、原因不明の痛みなどは保険の対象となりませんので、ご注意ください。

## マッサージの施術を受けられる方へ

### 保険が使えるのはどんなとき？

- ◆筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに対象となります。

### 治療を受けるときの注意

- ◆マッサージの施術を受けるにあたって、保険が使えるのは、あらかじめ医師の発行した同意書または、診断書が必要です。詳しくは、マッサージ施術所などにお尋ねください。
- ◆単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象となりませんので、ご注意ください。

## はり・きゅうの施術を受けられる方へ

### 保険が使えるのはどんなとき？

- ◆主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。

### 治療を受けるときの注意

- ◆治療を受けるにあたって、保険が使えるのは、あらかじめ医師の発行した同意書または、診断書が必要です。詳しくは、はり・きゅう施術所などにお尋ねください。
- ◆保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象となりませんので、ご注意ください。

### 適正な受診にご協力をお願いします

国保組合が医療機関に支払う医療費や整骨院などに支払う施術費は、みなさんが負担する保険料から賄われています。

国保組合では、大切な保険料を正しく使用するために、みなさんが施術を受けられたときの健康保険の適用に不正や誤りがないか、電話などでお問い合わせさせていただくことがあります。

施術内容等の記録、領収書の保管をしていただき、ご協力をお願いします。